

山添村財務書類作成支援業務 公募型プロポーザル募集要項

1 業務の目的

本村はこれまで、国からの「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付総務大臣通知）等を受け、総務省から示された統一的な基準による貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書（以下、「財務書類」という）の作成と公表、並びにその補助簿として必要な固定資産台帳の整備を毎年度行ってきた。

引き続き令和7年度決算について財務書類の作成並びに固定資産台帳の更新を行い、今後の財政運営や公共施設等のマネジメントへの活用・分析を行うことである。

2 業務の概要

(1) 業務名

山添村財務書類作成支援業務

(2) 業務の内容

別紙1「山添村財務書類作成支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限額

本業務において、委託上限額は次のとおりとする。

¥3,149,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※この委託上限額は、契約時の予定価格を示すものではありません。

3 実施の公表

村長は、本プロポーザルを実施するため、必要と認める事項を本村ホームページへ公告するとともに、必要に応じ他の方法により一般に周知するものとする。

4 優先交渉権者の選定方法

本業務は価格のみの競争ではなく、実施方法や過去の実績等を総合的に評価することが適当と判断することから、公募型プロポーザル方式を採用する。

詳細は、別紙2「山添村財務書類作成支援業務優先交渉権者選定基準」を参照のこと。

5 優先交渉権者を選定するまでのスケジュール（予定）

実施内容	期日
募集要項等の公表	4月6日（月）
質問の受付期限	4月13日（月）午後5時まで
質問の回答期限	4月17日（金）午後5時まで
参加表明及び提案書・見積書の提出期限	4月24日（金）午後5時まで
審査（プレゼンテーション）	4月28日（火）
審査結果通知	5月1日（金）

6 参加資格要件

以下の要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和7年度において、本村と人口同規模以上（人口3,000人以上）の地方公共団体で、統一的な基準による財務会計業務を受託した実績があること。
- (2) 日本国内に営業所または、事業所を有しており、その管轄において当該業務の管理者を配置できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告日から本プロポーザルの選定結果が発表される期間において、山添村、各省市庁及び地方公共団体から指名停止、又は入札参加の取消しの措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 租税を滞納していない者であること。
- (7) 山添村暴力団排除条例（平成23年条例第17号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 本業務に従事する実務者は、直接かつ公告日以前の3ヶ月以上の期間雇用関係にある者を専任として配置できる者であること。
- (9) その他仕様書に記載の要件を満たすこと。

7 参加表明

- (1) 「5 優先交渉権者を選定するまでのスケジュール」に示す期日までに、次の書類を作成し、郵送又は持参にて提出すること。

①参加表明書（様式1）1部

- ②事業者の概要（設立年月日、所在地、事業内容、ISO 認証取得写し等）
（任意様式） 1 部
- ③参加資格に関する申立書（様式 2）
- ④契約履行実績証明書（様式 3） 1 部
令和 7 年度において、本村と人口同規模以上（人口 3,000 人以上）の地方公共団体
で、統一的な基準による財務会計業務を受託した実績を記載
- ⑤納税証明書（国・県・市町村税）
証明書類については写しで可能 ※直近 3 ヶ月以内のもの

8 提案書の作成要領

提案の内容は、提案書及び見積書とする。

(1) 提案書

- ①提案書は、別紙 2「山添村財務書類作成支援業務優先交渉権者選定基準」に記載のある「評価ポイント」の分類に従い、すべての項目について言及すること。
- ②社名を表紙に記載した上、印鑑を押印すること。提案者の担当部門及び責任者を明示すること
- ア A4 用紙を基準とし、表紙及び目次を除き、上限片面 40 ページ以内（両面は 2 ページと換算）で作成し、ページ番号を付して提出すること。上限枚数に満たない場合であっても減点にはならない。
- イ 評価者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。特に、提案内容が本書に則っていない場合には、採点しないこともあるので注意すること。
- ウ 提案内容が理解しやすいように、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。
- エ 別紙「仕様書」をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、本村の判断で優先交渉権者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現可能な範囲で記載すること。

- (2) 見積書（様式任意）は一部作成することとし、本事業における総額の内容を記載し、提案内容を実現する場合の見積書を提出すること（封入し事業者印を押印したもの）。

9 審査について

(1) 審査方法

- ①参加申込者の「(4) 失格条件等」に該当の有無について、村が提出書類等の確認を行い、該当しない場合は、その者を書類審査へ進む提案者とする。なお、「失格条件等」に該当した者に対しては、その旨を書面にて速やかに通知するものとする。
- ②提案者の評価及び提案書等の審査については、本村の選定委員が提案者からの提案

説明（プレゼンテーション）を実施した上で、別紙「優先交渉権者選定基準」に基づき行い、評価点の集計をする。そのうち、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

③選定結果は、決定後速やかにすべての提案者に通知する。

（２）提案説明（プレゼンテーション）

①提案説明の時間は５０分以内、質疑応答は３０分以内とする。

②提案説明の実施者は、提案企業に所属する本業務に係るプロジェクトリーダー予定者とし、入室は２～３名以内とする。

③提案説明時に追加資料などを配布することは禁止する。

④実施日及び場所は次のとおり。開始時間については後日、電子メールにて通知する。

日 時：令和８年４月２８日（火）

場 所：山添村役場３階・大会議室（奈良県山辺郡山添村大字大西１５１番地）

⑤スクリーン及びプロジェクターは本村で用意する。その他機材が必要な場合は、提案者で用意するものとする。

（３）優先交渉権者

応募事業者が１者の場合であっても選定委員会を開催し、事業基準を満たしていれば、優先交渉権者として決定する。

（４）失格条件等

次のいずれかに該当した場合は、その者は失格とする。

①本募集要項に記載の「６ 参加資格要件」を満たしていない場合

②提案書類に虚偽の記載をした場合または不備がある場合

③提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合

④その他、本募集要項に違反すると認められる場合

１０ 契約の締結

（１）審査結果により選定した優先交渉権者と本村の間で委託内容及び経費等について、再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結する。

（２）優先交渉権者が地方自治法施行令第１６７条の４第１項又は第２項に規定する者に該当することとなった場合はその者とは契約を行わない。なお、この場合は次点の者を契約予定者とする。

（３）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

１１ その他

(1) 留意事項

- ①提案書等の作成、提出及び提案説明等に要する費用はその一切を提案者の負担とする。
- ②提出された提案書は返却しない。
- ③プロポーザルへの辞退を行う場合は、任意の様式において書面により申し出ること。

(2) 提案書等の提出方法

郵送又は持参にて提出すること。郵送の場合は締切日の消印有効とする。

(3) 提出先

山添村役場 総務課

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西151番地

メール zaisei@vill.yamazoe.nara.jp

- (4) 本件に関する質問は、「5 優先交渉権者を選定するまでのスケジュール」に示す期限までに「質問書」(様式4)により電子メールにて受け付ける(※電話・FAXでは受け付けない)。回答は、全参加表明業者に対し、電子メールで回答する(※回答を返信する際のメールアドレスを提案書に記載しておくこと)。